

# 田村市建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領

令和4年12月23日付け4田農第1036号

## 第1 趣旨

この要領は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結に関し、建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令（令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）（以下「省令」という。）、建築物木材利用促進協定の運用について（令和3年10月21日3林政利第110号）（以下「運用」という。）、ふくしま県産材利用推進方針（以下「県方針」という。）、ふくしま県産材利用推進計画（以下「推進計画」という。）及び田村市建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市方針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 協定締結対象者

協定締結対象者は、事業者が建築主<sup>(※1)</sup>である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等<sup>(※2)</sup>による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための市による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を締結しようとする者のうち、田村市と協定締結を希望する者（以下「申入れ者」という。）とする。

(※1) 「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

(※2) 「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

## 第3 協定期間

協定の期間は、協定締結の日から5年間を期限として申入れ者が希望する期間までとする。

## 第4 協定締結の申入れ等

1 申入れ者は、省令第1条第2項に規定する建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書（以下「申入れ書」という。）（別添様式）を作成し、市長へ提出するものとする。

なお、申入れ書を提出する際は、省令第1条第3項に規定する次の書類を添付するものとする。

(1) 申入れ者が個人である場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

(2) 申入れ者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

2 県と市町村又は複数の市町村等と協定締結を希望する者は、それぞれの団体に申入れ書を提出するものとし、その際には、他の団体へ同様の申入れを行っている旨を記載するものとする。

3 複数の者が共同で申入れを行う場合、代表者が申入れ書を提出することとするが、別添様式の申入れ者の欄にはすべての申入れ者の氏名及び住所を記載するものとする。

なお、1(1)及び(2)については、すべての申入れ者のものを添付するものとする。

4 申入れ書の提出を受けた市長は、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。なお、形式的な不備があった場合には、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を第1号様式により通知するものとする。

また、2に該当する申入れの場合で、不受理とした場合には、他の申入れ先に対し、不受理とした旨の通知を行う。

## 第5 協定内容の協議、調整及び協定の締結

1 担当部局は申入れ者と協議、調整を行い、協定書（第2号様式）を提出させるものとする。

なお、第4の2に該当する申入れの場合にあっては、他の団体と調整のうえ、協定書を提出させるものとする。

2 協定書の提出を受けた担当部局は、法、省令、運用、方針及び推進計画との整合性等を勘案し、協定を締結することが適当であると判断した場合には、協定を締結するものとする。

なお、第4の2に該当する申入れの場合にあっては、他の団体と協定締結年月日を合わせる等の調整を行うものとする。

## 第6 協定締結後の対応

協定を締結した市長は、省令第2条及び運用第3の5に基づき、次の事項を市ホームページで公表する。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の対象区域
- (3) 協定の有効期間
- (4) 協定に参加者する者の氏名

また、第4の2に該当する申入れの場合にあつては、他の申入れ先に対し、協定締結の内容を通知するものとする。

## 第7 実施状況報告

協定を締結した申入れ者（以下「協定締結者」という。）は、年度毎に実施状況を取りまとめ、市長に対し、翌年4月15日までに第3号様式を提出するものとする。

## 第8 協定の変更

- 1 協定締結者は、協定内容を変更する必要がある場合には、市長に対し、第4号様式を提出し、協議を行うものとする。
- 2 第4号様式の提出を受けた市長は、第5の1に準じ、協議、調整を行い、第5の2に準じ、変更協定を締結するものとする。
- 3 変更協定を締結した担当部局は、第6の1に準じ、処理を行うものとする。

なお、市ホームページでの公表は、第6の1の各号に定める内容のほか、協定を変更した理由を追加して公表するものとする。

- 4 協定を締結した市長より協定内容の変更の協議を行う場合は、前項1～3に準じ、処理を行うものとする。

## 第9 協定の解除

- 1 協定締結者及び市長は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は、協定で定めた内容を履行しない場合には、任意様式により協定の解除を申出ることができるものとする。
- 2 申出を受けた者は、申出内容についての改善を検討し、相手方と調整を行うものとする。
- 3 調整の結果、協定どおりの実施又は履行が困難と判断した場合には、両方で協議の上、協定を解除するものとする。
- 4 協定を解除した市長は、第6の1に準じ、処理を行うものとする。

なお、この場合の市ホームページでの公表は、第6の1の各号に定める内容のほか、協定を解除した理由を追加して公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。